

## 森林整備保全事業計画(素案)からの主な変更箇所

資料1-1

No.	該当箇所	修正案	修正前(素案)
1	第2 事業の実施の目標及び事業量等 2 事業の成果指標及び事業量 (3)森林資源の循環利用を通じた持続可能な社会の実現への寄与 (持続的な森林経営の推進) 【(案)P.5】	人工林について、主伐後の再造林や間伐等を適切に実施することにより、国土の保全や水源の涵養等の多面的機能を発揮する健全な森林への誘導を進め、令和20年時点の誘導の進捗率を100%として <b>計画期末に35%まで</b> 進捗させる。	人工林について、主伐後の再造林や間伐等を適切に実施することにより、国土の保全や水源の涵養等の多面的機能を発揮する健全な森林への誘導を進め、令和20年時点の誘導の進捗率を100%として <b>35%まで</b> 進捗させる。
2	第3 事業実施に当たっての留意事項 3 事業の効果的な実施 (新たな技術の活用推進) 【(案)P.10】	「(新たな技術の活用推進) 林業の低い生産性や安全性を抜本的に改善するため、レーザ計測等による高度な森林関連情報や地形情報の把握、林業機械の自動化・遠隔操作化といった <b>新たな技術</b> の導入のほか、様々な分野との連携の促進を図る。」	「(新たな技術の活用推進) 林業の低い生産性や安全性を抜本的に改善するため、レーザ計測等による高度な森林関連情報や地形情報の把握、林業機械の自動化・遠隔操作化といった <b>新技術</b> の導入のほか、様々な分野との連携の促進を図る。」
3	第3 事業実施に当たっての留意事項 3 事業の効果的な実施 (森林資源の有効活用) 【(案)P.10】	「中高層建築物や非住宅 <b>建築物</b> 、再生可能エネルギー等の多様な分野において、 <b>木材</b> の利用促進に取り組み、効果的かつ円滑な森林の整備及び保全の実施に努める。」	「中高層建築物や非住宅 <b>分野</b> 、再生可能エネルギー等の多様な分野において、 <b>間伐材等</b> の利用促進に取り組み、効果的かつ円滑な森林の整備及び保全の実施に努める。」
4	第3 事業実施に当たっての留意事項 5 生物多様性の保全やネイチャーポイントへの配慮 【(案)P.10,11】	「森林の整備及び保全の事業実施に当たっては、 <b>「昆明・モントリオール生物多様性枠組」</b> で定められている <b>「30by30」目標等を踏まえ、生物多様性保全やネイチャーポイント<sup>(注4)</sup></b> の観点から、一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林がモザイク状に配置されている状態を目指し、自然条件等地域の特性 <b>に応じ</b> 、関係者のコンセンサスの醸成を図りながら、複層林化や長伐期化等による多様で健全な森林への誘導を図る。……」 (末尾に以下を追記) <b>(注4: 自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。)</b>	「森林の整備及び保全の事業実施に当たっては、 <b>生物多様性保全やネイチャーポイント</b> の観点から、一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林がモザイク状に配置されている状態を目指し、自然条件等地域の特性 <b>を踏まえ</b> 、関係者のコンセンサスの醸成を図りながら、複層林化や長伐期化等による多様で健全な森林への誘導を図る。……」
5	第3 事業実施に当たっての留意事項 6 その他事業実施に必要な留意事項 (2) 多様な主体の参加の促進 【(案)P.11】	「また、自伐林家をはじめとする地域住民や下流の都市住民、企業、NPO等多様な主体の参画による森林の整備及び保全活動を一層進めていくため、民間主導の <b>「森林づくり全国推進会議」</b> 等との連携や活動フィールドの情報提供等のソフト施策とも連携しつつ、これらの自発的な取組による森林の整備及び保全を推進する。」	「また、自伐林家をはじめとする地域住民や下流の都市住民、企業、NPO等多様な主体の参画による森林の整備及び保全活動を一層進めていくため、民間主導の <b>「森林づくり全国推進会議」</b> との連携や活動フィールドの情報提供等のソフト施策とも連携しつつ、これらの自発的な取組による森林の整備及び保全を推進する。」

※その他、修辭上の修正を加えている。